博士論文全文の要約

論文題目 国人領主吉川氏の権力形成と城館の築造に関する研究

提 出 者 木村信幸

序論

吉川氏の領主制と城館の研究史をまとめ、課題を抽出。吉川氏の領主制の顛末をたどり、権力形成過程と城館の築造・整備との関係についてまとめるとともに、家中の成立や中世後期の領主制を評価するとした。

第一編 吉川氏権力の形成過程

吉川氏権力の形成過程を7章と補論で述べ、小括でまとめた。

第一章 室町・戦国前期における吉川氏の権力編成

室町・戦国前期における吉川氏惣領家の成立過程を明らかにし、その権力編成について「同名」(親類衆)と「隠居」(前惣領)に注目して論じた。

第二章 室町・戦国前期における吉川氏の権力基盤

「被官」(直属家臣団)の編成から軍事力の強化の問題に、鉄・材木の掌握から経済力の掌握の問題に迫り、 吉川氏の権力基盤について考察した。

第三章 吉川氏の山県表占拠について

吉川氏が安芸国山県郡南部へ所領を拡大した過程を整理し、これまで見過ごされてきた山県表(現在の北広島町壬生・有田・今田地域)を占拠したのが天文8年(1539)である可能性が最も高いこと、侵攻拠点が与谷城であったことを明らかにした。

第四章 吉川興経の引退と毛利元春の家督相続

吉川興経が引退し毛利元就の次男元春が興経の養子として家督を相続する背景と経緯について、通説を検証した。また、元春の相続によって吉川氏の性格が変化することを指摘し、これが後の毛利両川としての役割を果たす上で、極めて重要であったと述べた。

第五章 吉川元春の家督譲り

天正 I0 年(I582)I2 月 20 日に元春が長男元長に家督を譲ったとされる通説を検証し、天正 II 年(I583)の 秋冬頃であったと推定した。

第六章 戦国後期における吉川氏の権力構成―親類衆・奉行人を中心にして―

元春相続後の戦国後期における吉川氏の権力構造を明らかにするため、権力中枢に位置した親類衆・奉書発給 奉行人等の構成について考察した。

第七章 戦国後期における吉川領の変遷について

戦国後期に吉川領が他国、特に山陰地域へ拡大する過程を明らかにし、そこから吉川氏がどのような志向性を 持っていたのか、どのように支配をしたのか考察した。

補 論 毛利両川体制における吉川元春の役割

毛利両川としての元春の活動を時系列に沿って概観し、毛利氏の領国支配における元春(吉川氏)の役割を考察した。

小 括

第一編の各章・補論で述べたことを基に、吉川氏権力の形成過程と性格についてまとめた。

第二編 吉川氏城館の構造

城・館・寺のいわば一生について考察するとともに、遺跡石垣から石垣職人の存在を、棟札などから吉川元長 領について述べ、小括で吉川氏城館の築造の経緯・背景をまとめた。

第一章 吉川氏の本拠城―小倉山城と日山城―

本拠城である小倉山城と日山城について分析した。

第二章 日山城内の浄必寺について

日山城の一角を占める「浄必寺」の基本的性格について明らかにした。

第三章 吉川元春館の建設と石之村

吉川元春館について考察した。

第四章 吉川元長の万徳院建立について

吉川元長の別邸万徳院について考察した。

補論 万徳院の諸施設の整備について

発掘調査で確認された境内地の造成の時期差は、従来、万徳院の創建時と改修時の時期差と説明されてきたが、 池庭の出水対策と次期当主元長の構想・意識を踏まえると、工事の工程差と考えるべきであり、万徳院も吉川元 春館と同様に諸施設が徐々に整備されたことを述べた。

第五章 「石つき之もの共」について

吉川元春館跡や万徳院跡など芸北地域の七つの遺跡に見られる特徴的な〈石垣〉に注目し、それらの〈石垣〉 を築いた石垣職人について考察した。

第六章 宇都宮神社棟札と吉川元長

北広島町吉木の宇都宮神社棟札の内容を紹介し、戦国時代の吉木地域の領有関係を考察した。 小括

第二編で述べたことを基に、吉川氏の城館の築造の経緯・背景についてまとめた。

結論

第一編と第二編で論じたことを合わせ、吉川氏の権力形成過程と城館の築造・整備との関係についてまとめた。 また、吉川氏の領主制の顛末についてたどり、吉川氏の家中の成立や中世後期の領主制の評価について述べた。

一 吉川氏の権力形成と城館の築造・整備

吉川氏一族は、鎌倉時代末期から南北朝時代にかけて経高の子孫が地頭として西遷し、南北朝の動乱以降の内乱の過程で、一族の各家の「惣領」のもとに「庶子等」が「一味同心」して「忠節」を致すことで幕府から各所領を安堵され、現地に城館を築いて各所領を守った。

大朝本荘の中央部にある駿河丸城は惣領地頭の経頼の子孫が築城し、枝村の内の大塚にある野田山城は経

長の子孫が築き、経長曽孫の経俊が弟たちに討たれた後には経高曽孫の経見がこの家の「惣領」として継承 した。大朝本荘に残る他の城もここに盤踞した一族の「当知行の標識」であったと考えられる。

南北朝の動乱で新たに大朝新荘を獲得した経見は、小倉山城を築いて当知行の標識とした。その後経見は一族の各家を「同名」(親類衆)としてまとめ、吉川氏全体の惣領の地位を確立すると、小倉山城は吉川氏の本拠城となった。本拠城の成立は、一族各家がそれぞれ庶子・譜代家人などを結集した段階から、各家を取りまとめる惣領家が確立して「家中」を形成し始め、惣庶関係を主従関係へと変えようとする段階へとステップアップしていると捉えられる。吉川氏では、前惣領が引退後も「隠居」として政務に参画し、当主の下で外交・軍事に当たるという「惣領―隠居制」を採用した。これを反映して、当主が本丸に、「隠居」が三の丸に居住したと推定される。

山頂から約350メートル南西にある小蔵山西禅寺は経見の父経兼の菩提寺で、14世紀末に創建された。城の中枢部へ通じる谷の入口には塔頭などの諸施設が徐々に配置されていったのであり、まさに神仏の呪術力によって城が守護されていたと推測され、小倉山城と西禅寺の一体的な在り方は軍事施設と聖地の密接な関係を示している。

その後、吉川氏は延徳2年(1490)2月以前に寺原郷を占領すると、与谷城を築いて支配するとともに山県表侵攻拠点とした。享禄2年(1529)に高橋氏が滅ぶと「家中」の高橋氏与党勢力を粛清し、それまで「同名」(親類衆)だけが就いていた「役人」に「被官」(直属家臣団)出身の森脇祐有が就任する。こうして、「同名」と「被官」が合体して一元化した「家中」が成立したのである。

天文 10 年 (1541) の郡山合戦後、大名大内氏の軍勢によって西禅寺と小倉山城が占領され、吉川氏は滅亡の危機に瀕したが、与谷城の明渡しと出雲国尼子氏攻撃に従軍することにより許された。しかし、翌年には再び尼子氏方となったため、大内氏から領主権を否定され「吉川所帯」は毛利元就に与えられた。吉川氏は、隠居の祖父国経及びその娘である元就の妻(戒名は成室妙玖)の仲介により領主権の回復を図ったが、両人の相次ぐ死去により当主興経は同 14 年 (1545) 頃、大朝新荘と山県表の境目に位置する日野山に日山城を築いて本拠を移し、新たな山県表侵攻拠点とした。これは、尼子氏と連携して大内氏・毛利氏と対決する意思を示したことに他ならなかった。

吉川氏家中では興経与党と反興経派とに分裂したが、毛利元就次男の元春が興経の跡を継ぐこととなった。 天文 18 年(1549)4月、大内義隆は元春の家督相続を認め、安芸国衆吉川家は領主権を回復した。元春は天文 12 年(1543)に兄毛利隆元から加冠されて「元」字を拝領し、翌年12月には叔父(元就異母弟)の北就勝と契 約を交わし高橋北氏を相続していた。元春は、隆元の臣下のまま毛利氏親類衆の高橋北氏と国衆吉川氏の当主に なったのである。

こうして元春は、高橋北氏と吉川氏が歴史的に形成してきたネットワークと情報を継承した。それは地域大名 大内氏に与する領主と反大内氏方の領主の両方、つまり全ての領主との関係・情報を獲得したことを意味した。 この後、毛利氏が戦国大名化すると、元春は弟の隆景が相続した小早川氏とともに、「毛利両川」としてその一 翼を担う。その機能を果たす上で、高橋北氏と吉川氏を継承し、安芸国と石見国における全ての諸領主層との関 係・情報を獲得したことは極めて重要なことであった。

吉川家相続後、元春は毛利氏から召し連れた元春直臣団と毛利氏与党の吉川氏家臣団とを併せて新たな権力編成に臨む。その際、実母成室妙玖の菩提寺成室寺を日山城中腹に創建することにより実母の菩提を弔う

とともに、彼女の毛利・吉川両家臣団に対する影響力を利用して円滑な権力編成・強化を図った。こうして、 日山城は毛利・吉川両氏の融合・合体のシンボルへと性格を変えたのである。

元春・その長男元長の当主期に吉川領は拡大し、吉川氏は、北は日本海、南は瀬戸内海にまで及ぶ領域を有する大領主となった。中国山地の鉄・材木などの生産地、諸物資が取引される浜田・平田など港町、そして両者を結び付ける海路・水路・陸路を掌握する領主に成長したのである。この間の永禄 10~11 年 (1567~68) に日山城は「毛利両川」の地位に見合うように大改修された。天正3年 (1575) には元長の「草庵」の万徳院が日山城の南西麓に創建され、南麓には毛利元就の菩提寺日頼寺も建立された。こうして日山城の呪術性も高められた。

元春・元長が相次いで死去したため、天正 15 年(1587)に家督を相続した広家(元春三男、初名は経言)は、翌天正 16 年(1588)に毛利輝元・小早川隆景とともに上洛して豊臣秀吉に謁見し、三人そろって従四位下に叙せられた。これは宍戸元次ら国衆や穂田元清・福原元俊ら親類衆の従五位下より高位であった。広家は、天正 17 年(1589)極月には小田原北条氏攻撃の際の継送り任務を秀吉から直接命じられ、吉川氏の軍勢のみを率いて任務に当たった。

毛利氏惣国検地後の天正 19 年(1591)、広家は秀吉の命令により出雲国富田城に移った。吉川氏は安芸国山県郡の所領をほぼ維持されたものの、石見国の所領を失い、出雲国東部から伯耆国西部にまたがる一円所領及び備中国北西部・隠岐国に移封されたのであった。広家は、天正 16 年(1588)の上洛前から日山城の威容を整える工事を行っていたが、富田移城のため日山城の工事は中途半端なまま終了した。また、「土居」に元春の菩提寺海翁寺を建立することとした。

その後、広家は秀吉の命令により朝鮮に出陣し、その労いも毛利輝元・小早川隆景とは別に秀吉から直接伝えられた。小田原北条氏攻めも文禄慶長の役でも広家は吉川氏の軍勢のみを率い、毛利氏や山陰の国衆の軍勢を統率することはなかった。広家は豊臣期の大名に位置付けられていたのであり、吉川氏の豊臣大名化によって「毛利両川」としての役割も終わったのである。

このように吉川氏の領主制の史的展開を考えると、吉川氏は国人領主から「戦国領主」・「国衆」に変化・成長したと捉えることは適切とは言えない。15世紀前半に誕生した国人領主吉川氏は、「被官」を充実させて惣領権力を次第に強化するとともに、惣庶関係を主従関係に変えて行き、遅くとも享禄5年(1532)段階には「同名」を親類衆として家臣化することに成功し、両身分秩序を一元化していたと、国人領主制の強化と捉えた方が的確である。

以上、吉川氏の権力形成過程の中に城館の築造を位置付けて、領主制の進展についてまとめた。国人領主吉川氏は、惣領家の地位の確立とともに本拠城として小倉山城を築造した。そして、支配体制である「惣領―隠居制」を整えると、それに即して城郭の整備を進めていった。それは単に軍事的な強化にとどまらず、呪術性を備えた寺院と一体化させるものであった。経見の父経兼の菩提寺西禅寺を築き、また之経の菩提寺正観院を設け、これらの寺院で法要を催して一族を動員し、惣領の地位の維持・強化を図ったと思われる。そして、西禅寺の本末寺は、小倉山城を取り囲み、神仏の呪術力によって守護しているのである。

こうした在り方は、興経が築き、毛利元就次男の元春が相続した日山城においても継承された。日山城では、 山頂の「城」に元春夫妻をはじめ権力中枢を構成する重臣や奉行人が居住し、山麓の「麓・里」に元春・元長の 近習らが居住して当主の召しに備えていた。そして、山腹・山麓には元春の母の菩提寺である成室寺・元春の父 の菩提寺である日頼寺・元長の「草庵」で死後に菩提寺となった万徳院なども建立され、城郭と寺院が一体的な 空間を形作ったのであった。そして、この空間は諸寺院の呪術力によって守護されたのであり、また、元春はこ れらの寺院を権力編成の推進にも利用し、元長は「心清浄」の維持と現世利益の享受にも利用したのであった。

このような支配体制の構築・整備、それを機能させる城郭の築造と整備、それらを守護する寺院の創建・整備は、室町時代から戦国時代へと続く厳しい政治軍事環境の中で、吉川氏が国人領主家を築き、維持し、強化する上で必要不可欠な施策であったのである。その意味において、吉川氏城館跡の史跡指定に当たって、西禅寺・万徳院をはじめとする寺院跡を城跡・館跡とともに史跡の構成要素に加えたことは、適切であった。

二 国人領主の指標

研究史によると、「庶子や家人の家臣団化・所領の一円化・惣領職をもって国人領主の確立」とされてきた。本論文で明らかにした吉川氏の国人領主制の顛末に照らして考えるならば、次の3点を満たす領主を国人領主と評価するのが適当と考える。

- ① 一族内庶子を束ねる惣領の地位(惣領権)の確立
- ② 本拠城を構える一円所領(本領)の確保
- ③ 惣領等が国並奉公を果たしていること

指標①・②に関連して言えば、惣領権の強弱や所領規模の大小は、国人領主であるかどうかの評価にはあまり関係ないと言える。ある一定の庶子を束ね、本領を中心とする一定の所領を支配して国並の奉公を果たしていれば、国人領主と評価できる。逆に、この三つの指標のいずれか一つでも満たさなくなったとき、その領主は国人領主とは言えなくなる。

国人領主が他の国人領主の家中に組み込まれる際には、まず編入先の親類的地位・親類衆となる。これは、国人領主としての国並奉公を止め、他の国人領主家中の親類並奉公を務めることに他ならない。吉川氏の親類並奉公とは、親類衆固有の役割である、惣領の名代や城督・城番という軍事指揮権の代行を果たすこと、いわば、惣領が務める国並奉公の代行である。惣領が直接国並奉公を果たす際には、彼らは庶子役を務めた。これが、国人領主が他の国人領主を家中に組み込む際の編成原理であったと考える。

この原理は、もともと惣庶関係にあった「同名」(一族内庶子)を親類衆に編成して主従関係に改める際に用いられたものと同様である。南北朝~室町初期において、「国人」を自称した地頭領主は室町幕府―守護が賦課する公役を国並に果たしていた。この地頭領主の中から一族をとりまとめる惣領が登場し、一族内庶子を親類衆に編成して国人領主化する際、一族内庶子は将軍や守護に対する国並奉公を止め、国人領主惣領に対し親類並奉公を果たすようになったのである。

三 今後の課題

今後の課題を4点述べて、本論文を閉じた。